令和４年度　防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議　会議録

日時　令和５年１月１９日（木）午後２時～３時半
場所　防府市文化福祉会館　３階９号会議室

１　あいさつ
２　委員・事務局紹介
３　協議内容
（１）令和３年度防府市の高齢者虐待の現状【資料１】
事務局より説明。（資料参照）
昨年度の活動報告（資料参照）

＜Ａ委員＞
虐待者本人が通報したきっかけになった理由を教えていただきたい。そして、その後の対応として、分離したのか、分離せず一緒に暮らしていくことができるようになったかという点で、今の状況がわかれば教えていただきたい。

＜事務局＞
虐待者本人からの通報については、自分が高齢者にひどく当たってしまうと関係機関に相談してこられた。包括とケアマネジャー、市で、相談された方からのお話を聞きながら、どうすればそれが解決するかをしっかり支援をしているところである。

＜Ｂ委員＞
被虐待者の年齢と性別について、75歳から79歳の高齢者の数が多い理由はあるか。また、介護保険の認定済者が多い理由はあるか。
虐待の要因として考えられる、介護者の知識や情報の不足、理解力の不足に対して、どう対応しているか。

＜事務局＞
７５歳以上の高齢者が多い理由、介護認定済者が多い理由として、介護の必要性が高い高齢者が虐待を受けているということが言える。対応については、日頃関わっているサービス提供事業所やケアマネジャーから、本人に合った身体的な介助方法を教えてもらうこと、新たに必要なサービスを利用することなどが挙げられる。また、市内に認知症カフェが８カ所あるため、認知症の人への接し方、介護について相談し合える場に繋ぎ、他の認知症高齢者を介護する家族がどのように対応しているか学ぶことも良いかと思う。被虐待者と虐待者とのこれまでの関係性があるため、双方の気持ちを聞きながら、ケアマネジャー、包括、市が一緒に対応していくことが必要である。

＜会長＞
　高齢者虐待の相談件数について、令和 3 年は合計で 42 件と例年に比べかなり増加している。増加した原因や背景はあるのだろうか。令和 3 年度は警察からの相談が 15 件とウエイトとしては大きい。この点、警察の中で高齢者虐待に対する対応や取り組み、あるいは、ご自身の所感などあれば簡単にご紹介いただきたい。

＜Ｃ委員＞
　体感だが、コロナ禍で家族間の喧嘩や家庭内不和が非常に多い印象である。

＜Ｄ委員＞
　高齢者虐待と認定した場合、その後の対応はどうなっているか。

＜事務局＞
　虐待認定後の対応は、ケースによってまちまちである。虐待の程度や種類、虐待者と被虐待者との関係によっても異なる。虐待者に被虐待者の居場所を明かさずに分離をすることもある。分離をしないケースの場合は、新たに手厚いサービスを導入するなどし、対応している。

（２）事例紹介　「認知症の事例を通して高齢者虐待を考える」　【資料２】
　　事務局より説明。（資料参照）
（３）意見交換

＜Ｅ委員＞
　介護者である嫁が、要介護者である姑から暴力を受けているケースがある。そういった場合、虐待と認定されるか。

＜事務局＞
　高齢者虐待は、養護者からの虐待であるかで判断するため、このような事例では、虐待には該当しない。しかし、困っている状況であるため、一度地域包括支援センターへ相談をしてほしい。

＜Ｅ委員＞
　すでに地域包括支援センターに相談され、あじさいの会を紹介され話を聞いたが、他に何か対応策があるか。

＜事務局＞
高齢者自身の話もしっかり聞いていく必要がある。ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談いただき、連携を取りながら対応していきたい。あじさいの会に参加され話を聞いていただけることは、非常に心強い。

＜Ｄ委員＞
認知症高齢者の安全を確保するために、自宅にカギをかけて出かける事例があった。このことで何か対処する方法はないのかと介護者に話をしたのだが、高齢者は過去に徘徊歴があり、家の近くに線路もあり、「もし親が事故に遭ったらどうするのか！」と怒鳴られた。介護者だけで見守るのは大変だからと介護保険の申請も勧めたが、申請を拒否された。高齢者虐待なのか、保護なのか、悩ましい事例であると感じた。

＜会長＞
事例紹介にあった事例の場合、デイサービスの職員ないしそのケアマネジャーから行政に相談が繋がっている。委員の中で、この事例のことや、普段の業務の中での、高齢者虐待の取り組みや所感をご紹介いただきたい。

＜Ｆ委員＞
事業所としては、あざが見つかったからとか、表情が少し良くないからといって、すぐに虐待とこちらから言うのは難しいのが現状である。薬の関係で内出血しやすい方、皮膚が弱り、表皮剥離しやすい方もいるため、一概に虐待と判断するのは難しい。事業所の職員には、高齢者虐待と疑わしいケースがあれば通報する義務が課されているため、その場合、地域包括支援センター等と情報共有しながら一緒に対応していくことが一番良いと思う。
先ほどのＥ委員の意見にあったように、私たちの仕事の中でも職員が殴られることや引っかかれることがある。職員は仕事であるため、引っかかれて出血すれば労災ということで済むが、やはり家族はそれが 365 日続くためつらいと思う。今後は、行政や地域包括支援センターの方で介護する側の支援を強化する必要があると思う。これからは安易に施設入所ではなく、住みなれた家に住み続ける人が多くなる。自宅で住み続けるためには介護者側のケアも必要である。先ほど、Ｄ委員から虐待か保護なのかという話があったが、身体拘束をしてはいけない、部屋の鍵を閉めてはいけないとされてはいるが、安全管理という面で必要な場合もあるかもしれない。そういった場合、やはり昼間に高齢者への見守りが行き届くよう、サービスに繋げる必要があるのではないか、そうすることで問題解決していくのではないかと思う。

＜Ｇ委員＞
ケアマネ協会でも虐待に関する研修は行っている。ケアマネジャーは、家庭に入って本

人・家族から詳しいお話を聞いているため、虐待を発見しやすい。その中で、今回の報告にもあったように金銭的虐待については、身体的虐待と同様、もしくはそれ以上にあると感じている。介護サービスを利用した後に利用料が払えない、もしくは払わないという事実があるため、発見しやすい。その際には、地域包括支援センターと協力し、家族と話しながら、解決に向けて対応しているところである。それと先に話があったように身体的虐待、身体拘束について悩ましい面はたくさんあると思っている。安全をとるのか法的措置を取るのかというところで、家族と一緒に苦慮しているというケアマネジャーもいる。それに関しては今後も地域包括支援センターや市と相談しながら落としどころを見つけ、支援していきたいと思う。

＜会長＞
　この事例だと地域のことがあまり出てこないですが、H委員から意見なり、あるいは普段のお仕事の中で思われることがあれば、ご紹介いただきたい。

＜H委員＞
　今一番の問題は認知症だと思っている。今は認知症の治療薬も出ていると聞く。近い将来、認知症にならないような世の中にしていかないと根本的な解決策にならないと思う。

＜会長＞
　Ｉ委員普段の人権擁護のご相談の中で、こういった高齢者虐待に関連するようなご相談とかそういったものがあればご紹介いただきたい。

＜Ｉ委員＞
　多くの場合は本人の病気や家族との関係、近所との付き合い等の相談である。高齢者虐待に関する相談はほとんどない。

＜会長＞
　他にご意見、ご質問があるか。

＜Ｉ委員＞
　私はすでに認知症の人が一番多いところの段階（年齢）にいる。いつ認知症になってもおかしくないと思うが、自分がなりたくてなるわけではないと思う。認知症を予防するにはどうしたら良いか。自分で何かおかしいなと思う時、何をすれば良いだろうか。

＜Ｅ委員＞
　家族会では、認知症で困っている家族の方が集まって話をしている。私の母は、A病院を

受診し認知症と診断されたが、10 年以上症状が出なかった。９８歳頃まで普通に生活をしていた。当の本人が、「私認知症なの。あっはっは」と笑っており、あまり困ることはなかった。あまり気にしないのが良かったのではないかと思う。

＜事務局＞
認知症の予防には、規則正しい生活習慣が必要であり、栄養、運動に気を付けていただきたい。認知症など介護予防の取り組みとして、市では住民主体の介護予防グループの支援をしており、現在５０カ所のグループがある。そういったグループへの参加や、自分の趣味活動など、積極的に人との関わりを持っていただきたい。

＜Ｂ委員＞
虐待者への支援、あるいは指導について知りたい。警察署が相談受け付けの件数、30%近く占めている。刑法に抵触するような事犯はあるか。また、刑法に抵触する、しないの線引きはどのようにしているのか。

＜会長＞
この高齢者虐待認定件数の中で、刑法犯として立件するに至った件数のデータはあるか。

＜Ｃ委員＞
件数のデータは無いが、４月以降、高齢者虐待に関する事案で事件化はしていないと思う。法律上の刑法と実際の事犯では、判断が難しいところがある。今後、高齢者の状況や関係性などを考慮し、事件として取り扱う事案もあるかと思う。虐待者と被虐待者の関係を加味して対応する必要があると思う。

＜会長＞
刑法と高齢者虐待防止は、そもそも法律の目的が異なる。当然、身体的虐待は刑法犯に当たる場合はありうると思う。ただ、刑事罰を最終的に与えることが刑法の目的だと思うが、高齢者虐待の場合には、先ほど話にあったように、家族が困っているケースが多いため、その家族を処罰することを目的とするよりむしろ虐待者、それから被虐待者両方を支援することが高齢者虐待防止法の目的である。虐待を受けている方とそれから虐待している方、両方に対してアプローチをしていくことが重要であると思う。

＜Ａ委員＞
（「防ごう！高齢者虐待」パンフレットについて）作られたときからいいなと思っていた。今日のお話を聞き、虐待している本人が自分で気づいて改善ができれば素晴らしいと思い話を聞いていた。コロナ禍で、隣近所との付き合いが減り、集まりの場の設置率の低下が著

しいと感じている。このパンフレットを見て、最初の「高齢者虐待ってどんなこと？」の中に養護者の支援についても位置づけているということがはっきりうたわれている。あくまで提案の一つであるが、今回のような自分が虐待をしているのではないかと思った人が連絡できるよう、例えば高齢者虐待に気づいたらこのパンフレットの裏側の方にある 4 番目に、「もし介護しているご本人も不安になられたらいつでもどうぞ」とか、介護者に対して「あなたの不安にも相談に乗ります」とか、そういった本人に気付いてもらえるアプローチもかけることができたら良いのではと思う。